



～第3ステージ取得済み施設向け～

# 認証基準変更Q&A

## どのような認証基準が追加されましたか？

★ 食品安全マネジメントに関する基準（認証基準11）を追加しました。

### ◎食品安全マネジメントに関する基準について

次の項目に分かれています。これらはHACCPの要件には含まれないものですが、取り組むことで組織全体で食品安全を守るための体制づくりにつなげていくことが出来ます。

(項目) 11.1食品安全組織の確立／11.2手順書の作成及び周知／11.3不適合食品の管理と是正処置  
11.4食品安全事故管理／11.5製品リリースに係る仕様／11.6供給者管理  
11.7フードディフェンス／11.8文書・記録の管理

★ 一般衛生管理に関する基準（従来の基準2～12）を見直し、認証基準1～9に再編しました。

一部、新たな基準及び従来の選択・参考基準から必須基準に引き上げられたものがあります。

また、第3ステージは全て必須基準となり、選択・参考項目は削除されています。

一般衛生管理に関する基準のうち、特に確認が必要なもの（認証基準の番号のみ記載しています）

#### ◆新たな基準

1.1.3/1.2.1/1.2.4/1.3.3/1.5.2/2.1.4/3.1.1/3.1.3/3.1.5/4.1.3/5.1.3/6.2.3/6.2.4/7.5.2/8.1.1/8.2.1/8.2.2/9.2.1/9.3.2

#### ◆必須基準に引き上げられたもの

1.1.2/1.2.6/1.3.7/1.3.8/1.4.2/1.4.3/1.4.4/2.1.7/2.1.8/5.1.4/5.1.5/5.2.4/6.1.2/7.1.4/7.1.5/7.2.4/7.2.5/7.3.2/7.4.2

7.5.1/7.6.3/9.3.1/9.4.2

## どのようにして取組を進めていけば良いですか？

★ 一般衛生管理に関する新たな基準及び必須基準に引き上げられた基準を確認し、不足している部分があれば、改善策をとったり、新たなルール作りをしましょう。

★ 食品安全マネジメントについては、認証基準11.1から11.8に沿って、組織体制等を確認しましょう。製造部門だけで取り組むのではなく、食品安全の確保に関する部門（品質管理、検査、運搬等）が連携する必要があり、経営者等が積極的に関わって体制構築を行います。

★ マニュアルや手順書については、従業員に周知・徹底されていることが重要です。

また、目に見える形で食品安全に関する取組や実施状況を証明できることが求められるため、文書の管理が重要です。既に実施している取組については、文書化されているか確認しましょう。



## 認証を維持するには、いつまでに対応しなければなりませんか？

★ 現在取得している認証は、認証書に記載されている認証の期限まで有効です。

認証の更新を行う際には、そのときに適用されている認証基準を満たしておかなければ、更新ができません。

※令和6年3月31日までは、経過措置が適用されます。詳細は別途お知らせします。